

平成23年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会 会議録（会議概要）

日 時 平成24年 1月10日（火）午後3時00分～午後4時01分
場 所 四街道市役所 本館3階 第2委員会室
出席者 出席委員：酒井会長、鶴澤副会長、青柳委員、堀籠委員、木谷委員
欠席委員：なし
事 務 局：高橋総務課長、梶原主幹、遠藤副主査
実施機関：勝山自治防災課長、荒木自治防災課副主幹

傍聴者 0人

会議次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 議事
 - ・四街道市個人情報保護条例第6条第3項に基づく個人情報取扱事務（四街道市災害時要援護者避難支援制度事務）の開始について（報告）
- (3) その他

会議の内容

事 務 局：皆様明けましておめでとうございます。本日は大変お忙しい中、四街道市情報公開・個人情報保護審査会にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。本日でございますが、私ども四街道市の災害時要援護者という避難支援に当たるための事務を昨年末から始めさせていただいたという事で、その報告を兼ねまして議事とさせていただきます。その他次回の日程調整等ございますが、会議次第に沿いましてよろしくお願ひしたいと存じます。まず始めに酒井会長よりご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

～会長あいさつ～

事 務 局：ありがとうございました。それでは、酒井会長に議事進行をお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

酒井会長：それでは、皆様のご協力の程、よろしくお願ひいたします。ただ今の出席委員は5名でございまして、全員出席でございます。四街道市情報公開・個人情報

保護審査会条例第5条第2項の規定により、定足数を満たしておりますので、会議は成立いたします。また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事内容が個人情報取扱事務の開始についての報告でございまして、不服申立事件の調査及び審議に関する事項ではございません。そのため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、公開といたしたいと存じます。

なお、現在傍聴の方はおりませんが、傍聴人がいらっしゃることを前提にあらかじめ申し上げておきたいと存じます。本日の会議資料につきましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、傍聴人の閲覧に供するものとしたしますが、このうち議事次第については配布するものとしたします。また、その他の資料のうち、「災害時要援護者避難支援制度のご案内」については、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でもないため、傍聴人に配付することにしたと存じます。なお、それ以外の資料につきましては、今申し上げたとおり、閲覧に供するものとしたと存じます。この点につきまして、委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、今申し上げましたとおり、その他の資料につきましては、傍聴人に一部は配布し、それ以外は閲覧に供したいと存じます。

次に、会議録における発言者名については、前回と同様に「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じます。

それでは、会議次第の(2)議事 四街道市個人情報保護条例第6条第3項に基づく個人情報取扱事務(四街道市災害時要援護者避難支援制度事務)の開始について議事を進行したいと存じます。これより担当課(総務部自治防災課)より個人情報取扱事務の開始についての説明を受けたいと存じます。委員の皆様、資料の方はよろしいでしょうか。

委員全員：～資料の確認～

酒井会長：それでは、担当課の入室を許可いたします。

～実施機関職員 入室～

事務局：それでは、実施機関の職員を紹介させていただきたいと存じます。

～職員紹介～

酒井会長：総務部自治防災課におかれましては、本日大変お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。まず、今回の個人情報取扱事務の開始に至る経緯を簡単に説明いたします。去る平成20年1月22日に自治防災課より「災害時要援護者情報の収集について」という諮問が当審査会に提出されました。その内容は災害発生時における自力避難困難者等の災害時要援護者を支援するため、本人以外（関係行政機関）から個人情報を収集し災害時要援護者の特定を行い、名簿を作成したいというものでした。それに対して、当審査会は平成20年2月26日に答申を出しました。当該答申の内容は「国の定めるガイドラインに示されるように、災害時要援護者の特定を行うためには、広く関係機関からの情報の収集を行うことが不可欠であり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれは少なく、四街道市個人情報保護条例の本人収集の原則の例外に該当すると認められる。なお、個人情報の収集に際しては、対象者の範囲や収集する個人情報の基準を明確にし、その取扱いについては、万全の保護措置が図られることを望むものである。」というものでした。

この答申を踏まえまして、昨年12月1日より自治防災課におきまして「災害時要援護者避難支援制度事務」という制度が始まりましたので、今回担当課の届出事項の内容をご報告頂くため、四街道市個人情報保護条例第6条第3項の規定により、当審査会を開催する運びとなった次第でございます。担当課よりすでに「災害時要援護者避難支援制度事務のご案内」の書類を頂いておりますが、まず答申後のこれまでの経過、今回の制度のご説明そして今後のスケジュール等についてご説明をお願いしたいと思います。座ったままで結構ですので、よろしく願いいたします。

～実施機関より、「四街道市災害時要援護者避難支援制度事務」のこれまでの現状及び今後の予定の説明を資料に基づいて説明～

酒井会長：ありがとうございました。ただいま、担当課より現在の制度の説明及び今後のスケジュールについての説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問等ございますでしょうか。

木谷委員：収集した情報を全部自治会等に開示するという前提でよろしいでしょうか。

実施機関：申請した内容すべてをお渡しすることは考えておりません。要は住所、氏名、年齢、生年月日それからこの申請書の表面にあります希望する支援活動、必要な時間帯、緊急時の連絡先、それから申請の要件、この方はどういう状態なのかというものをある程度入れながらお渡しをしたいと思っておりますが、裏面については全く考えておりません。

鶴澤委員：現在では、対象とする人数はまだ分からない訳ですが大体見込みとしては、何名ぐらいを想定していますか。

実施機関：行政が把握している障害をお持ちの方等は約3,000名程ではなかろうかと思っております。

酒井会長：この制度は、市民の方に対する周知はどのようにされたのでしょうか。

実施機関：1つは市政だよりでの周知、それからこのご案内のチラシを回覧等で配布をしてご案内をしました。あと各障害者団体にご説明をしに参りました。

青柳委員：ご本人が申請をすることが大前提な訳ですね。

実施機関：そうです。

青柳委員：市政だより等で内容を知って、児童委員や民生委員がより詳しく説明をしながら、申請をしたらどうですかという形でその方達に薦めていくという事ですか。

実施機関：社会福祉協議会の方で高齢者に安心袋をお配りするというのがございまして、その時は民生委員が中心となってやっていただくことを聞いておりましたので、民生委員にこの申請書をお渡ししまして、配布時に宣伝と言いますか、こういった制度がありますよといったものをしていただけたという風に伺っております。

青柳委員：1人暮らしの高齢者ではなくて、最近よくあるんですが、お母さんと息子さんと息子さんは仕事に行っていて、日中は1人であるため、1人暮らしとはならないという方で心配している方がいらっちゃって、何が起こるか分からない、日中だと誰もいないのでどうしたらいいのでしょうかという方を何人か聞きましたが、そういう方の申請というのはいかがでしょうか。

実施機関：そのような方も申請はあろうかと思います。ただ、現実的に自治会の方が避難の支援をする訳でございますので、日頃から75歳とか80歳でも元気に1日10キロ歩いているような健康な方は、自ら自分で避難をさせていただきたいです。

木谷委員：今現在、収集した情報を開示することを予定している自治会、民生委員は大体何団体くらいになりますか。

実施機関：今自治会の組織としては、81自治会がございます。それからその中で自主防災組織を組織している自治会は、31ございます。

木谷委員：そうしますと、大体3,000名ぐらいですと、1つの自治会で50人ないしそれ前後の情報を管理するという形になりますか。

実施機関：多い自治会は2,000世帯以上の自治会もあれば、8世帯しかない自治会もございます。実際にはこの制度について自治会長とは説明をした中では、この制度はご理解を頂いております。ただ現実的にあなたの自治会に例えば60名の災害時要援護者がいますので、この方はこういったものを希望していますと言ったときに、その避難支援者を決定するときどういう回答が返ってくるのかは、実際にやってみないと何ともいえない状況でございます。

木谷委員：情報の管理を委託する時点で、委託先で情報が漏れてしまった、若しくはオープンになってしまったときの対応方法、若しくはそう起こらないためにどういう風に預けた情報をさらに市の側で管理していくのかが今回のキーになると思います。情報を提供された先で開示されてしまって、市は責任がありませんとはいかないと思われまますので、どういう形でそれを徹底的に管理をしていくのか、若しくは情報量を制限する、若しくは出す時期を区切るというような何らかの具体的な対応策が出来ていれば検討をお願いします。

実施機関：先ほど申しましたように、出す情報は極力減らします。今考えておりますのは、「この情報はこういった目的以外は使用しません。」といった誓約書は頂こうと考えております。後は管理の方法につきましても、できれば鍵の掛かるものに保管をしていただいて、そういったものに使用する以外は出さないというお願いをしていきたいと思っております。

木谷委員：例えば1つの案ですけれども、情報をどこかに一元化しておきまして、パスワ

ードなりIDなりでアクセスをし、物自体は1箇所にサーバーで管理をしておけば、少なくとも誰がいつアクセスしたかは後を追えます。これから紙データになるのか電子データになっていくのかは、現時点では分かりませんが、最終的にはハードディスクに落として、紙データで保管という形になるのでしょうか。

実施機関：保管方法につきましては、予定しておりますのは、磁気媒体についてはクラウドでやっていきたいとは考えております。ただし、災害時に早急に短期間で安否を確認したい場合には、要はやはり紙ベースで持っていていただくのが一番です。特に72時間の安否の確認が言われておりますので、それを考えますと電気の復旧があったり、パソコンが自治会で常に使える状態にあるのかという事もありますので、そうなるとうやはり紙ベースできちんと鍵の掛かるもので保管をしていただき、誰の目にも触れるようなことのないような形をお願いをしていきます。金庫というのは、自治会は手提げ金庫しか持っていないので、鍵の掛かるきちんとしたもののほうがよろしいと思います。

堀籠委員：管理ばかりに目がいってしまいますと、いざという時において、生きた資料の活用というものができなくなってしまうのが難しい所です。

青柳委員：情報公開の保護という事も大事だとは思いますが、申請された方はやっぱりその情報は自治会の方について、自分が何かあったときには自治会の方の助けをしていただけるという事を理解した上での公開ではないのかなとは思っています。

実施機関：ただ対象者を見ていただくと分かる通り、身体や知的の障害者も含まれております。障害者を全部ひとまとめする訳ではございませんけれども、やはりそういった方々は、個人情報の部分を非常に神経質に考えています。要は知られたくないということがございますので、我々のできる範囲にはなりますけれども慎重にならざるを得ないと思います。

青柳委員：こういう事で明るみになってしまう方もいらっしゃるという事ですので、皆様同じではないかも知れませんね。

実施機関：そうですね。そういった方を全て自治会にオープンにするのではなく、例えばその人が隣近所の方にお問い合わせに行って、支援をしていただくということで2人でそのような情報を共有しといて、その情報だけを市の方に提出していただく

ことも1つの考え方でございますので、何が何でも申請書に書いて市がすべてのものを自治会に渡すという事ではなくて、ケースバイケースで対応をせざるを得ないのかなと思います。障害を持つある団体では、命より個人情報の方が大事だという意見もございますので、そういった事を考えていきますと自ら支援者を選んできてください、その方と支援をお願いしてデータだけを市の方に提出してくださいという事も考えてはおります。

堀籠委員：申請書に記載をして申請をするという手続という事なのですが、これはやはり本人申請に限られているという用紙でよろしいですか。

実施機関：これは代筆もセットになっておりまして、代理人が記載をすることもできます。

堀籠委員：要するに本人の申請に関わる資料収集という事で理解してよろしいですか。

実施機関：そのとおりです。

堀籠委員：本人以外の関与は、この用紙の中に書き入れるところはないですか。

実施機関：ないです。

堀籠委員：そうすると、この申請書は、条例の本来の趣旨である個人からの資料収集に徹しているわけですか。

実施機関：そのとおりです。

堀籠委員：対象の範囲が、申請の要件の中にこういう範囲の方々が申請の対象になりますとなっておりまして。申請は3月末まで続くということですので、今の段階は途中ですからよく分からないのですが、対象の範囲の方で申請を非常に躊躇していらっしゃる方はどうなのでしょう。課の方ではどういう風な対応をされていますか。

実施機関：知的障害者・身体障害者・精神障害者という方には、個別に団体に説明にいくのですが、やはりなかなか地域に知られたくないという事で、申請は躊躇されているというのが現状でございます。今後は、災害がいつ起こるか分からない訳ですので、例えば担当している課からこの制度のご案内を説明したり、先ほど説明したように自ら支援者を探してきていただいて申請をする方法もありま

すので、そのように何回か説明を行いながら広げていきたいです。現実的には、そのような方々はかなり躊躇されているのが現状であります。

堀籠委員：年度末でないとなんかの数字が分かりませんが、相当な数に上るでしょうね。それから、このような情報は一番新しいものを集めておく必要があるのですが、このような申請は毎年なされるわけですか。

実施機関：これは、随時申請を受け付けていかなければならないと思いますし、当然市の方もシステムの中で、例えば施設に入所しました、亡くなられましたというものは管理しなければならないので、一元的に管理をしていながら、こういった申請は随時受付をしていきます。あるいは先ほど話したように余りにも申請の数が少ないといった場合には、行政として情報は持っているわけですので、その情報を持っていながら何も対策を打たずに被災をされることは避けなくては行けませんので、「同意方式」というのも状況を見ながら考えていかななくては行けないのかなと思います。

堀籠委員：この申請書を完全に保管していくためには、将来本人以外の関与というそういう風な形の中でこの資料を完全なものにしていくというような道もありえるということですか。

実施機関：そのとおりです。

青柳委員：下志津病院には、多くの障害者の方がいらっしゃいますが、そういった病院の方々は対象外ですか。

実施機関：そのとおりです。

堀籠委員：この申請書の情報は、自治会及び民生委員に資料が回ることが明記されておりますが、自治会や民生委員の場合は、条例上でいう委託先ということになるのでしょうか。それとも提供先になるのでしょうか。

実施機関：委託ではなくて、あくまで提供先になります。民生委員や児童委員は当然守秘義務を持っておりますし、その中でも「1人も見逃さない運動」、災害が起きた場合には、すべての人を助けようというのが民生委員の使命です。ただ、民生委員の人数も限りがありますので、1人の方で1自治会をすべて見守るのは絶対無理で、これは3月11日の地震の発生時においても現実的には無理でござ

いました。したがって、自治会長等も自分の知りうる限りの中で安否の確認に行ったということがございました。やはり隣近所・自治会というものは、最終的には力を発揮していただきませんとこのような方を救うというのは難しい状況です。

堀籠委員：消防団というのは地域にあります、この方々はいかがですか。

実施機関：消防団も今の組織的には、昼間は勤めに行かれたりしてなかなか居ることも少ない状態ですので、消防団につきましては、災害の復旧復興にまず頑張っていると思うのとおりです。

木谷委員：具体的に市民の方から制度に対する問い合わせや質問というのは現時点ではございませんか。

実施機関：制度についての問合せはありません。登録の仕方を教えてくださいというので、申請書を出してくださいという問合せはあります。制度自体に疑問を持っているという方は今のところございません。

鵜澤委員：情報管理をする仕事というのがこの際大変重要なのですが、情報を提供する人間で考えれば、万が一の時に誰が助けに来てくれるんだということがしっかり把握できていないと、「ただ情報を提供しました。」ということだけに終わってしまう気がします。ですから万が一の時にはどのような手を行政として行うのかということをはっきりさせる必要があると思います。ところが現状では、民生委員に委託をしなければならないとか自治会に協力を求めなければならないということになると情報提供する人からすると非常に不安になります。だから行政として情報を提供していただいたら責任を持って、万が一の時にはやりますよという意気込みがないと単に情報を集めるだけに終わってしまうと思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

実施機関：阪神・淡路大震災の例を出しますと、自分で逃げたという事、隣近所で助けもらったという事で大体8割以上の方がこの例になります。市役所や消防に助けもらったというのは、1割もございません。行政が広範囲で四街道市が災害に見舞われた場合に、行政が本当に全ての市の仕事を投げ出してその方を助けに行けるのかということ現実的には非常に難しい状況です。ですから自助・共助で何とか頑張っていて、最終的には市の方では復旧・復興そういったものに力を注いでやっていかざるを得ないのが現状でございます。

鵜澤委員：そうすると情報を提供する提供先というのは、この際市役所の中ではなくて、民生委員や自治会があるところは自治会の責任者に知らせるのが主たる目的になってきますか。

実施機関：この制度については、そういった共助を持っていただくという事で、自治会・民生委員・児童委員に最初の安否確認や救助を行っていただきたいという事を考えております。

堀籠委員：ご近所のお互いに助け合うというような形に最終的にはなってしまうと思うんです。そうしますと個人情報の管理というのはもっとオープンにしてお隣であっても「あのお宅にはあのような方がおられるよ。」というようにみんな知っているような情報がいいわけです。そこら辺が矛盾ではないけれどもどうにか工夫して運用面でうまく持っていかなければいけない問題だなと思いました。

実施機関：自治会の現状としますと、自治会に加入している方もいますし、全く加入されていない方もいらっしゃるわけです。隣近所がすべて仲良くいつも行き来していてみんな助け合ってますよということであれば、このような制度を行政がやる必要は全くない訳ですけれども、現実的には隣の人は一切何をしているのですかとか全く声をかけたこともない、会ったこともないという事も実際はあります。ですからこれを一つの契機として災害が起きたときには互いに助け合いましようと言ったことを一つの認識として述べさせていただければと思っております。

青柳委員：5月の下旬に自治会の区長さんを集めての会議で、それを聞いた自治会長が自治会活動をしてくださったり、又は、自主防災組織が鼓舞をしていただくのがいいと思います。

実施機関：3月11日以降、各地区で防災講話を何回も行いましたし、防災訓練も今年は1月、2月と訓練を行いたいという自治会が相当数多くいます。またそれ以降も自主防災組織を組織したいという自治会も結構出てきておりますので、四街道市民の中でも災害体制に備えるというのは、今回の件を契機に進んできているという風を感じております。

酒井会長：その他特にないようでしたら、終了します。どうもお疲れ様でした。

～実施機関職員 退室～

酒井会長：それでは、続きまして、会議次第の（３） その他を議題とします。まず、事務局からご説明をお願いいたします。

～事務局より、市ホームページに委員名簿を公表する経緯を説明～

酒井会長：委員名簿の公表という事でございますが、ご意見・訂正等ございますでしょうか。

酒井会長：選出区分というのはいくつあるのですか。

事務局：四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第３条第２項に「学識経験を有する者」とありますのでそのような区分にしております。こちらの四街道市情報公開・個人情報保護審査会につきましては、全て委員は学識経験を有する者に委嘱をいただいておりますけれども、他の審議会等では、公募による市民やPTA代表や商工会代表等がありますので、それらは選出区分の欄がそれぞれ分かれてきます。

酒井会長：その他特にないようでしたら、委員名簿についてはホームページに掲載して結構でございます。

事務局：それでは、後日市ホームページに公表いたします。どうもありがとうございました。

酒井会長：次に、今後の日程等でございますが、特に何かございますか。

～日程調整～

酒井会長：それでは、審査会の日程については、改めて調整した上でご連絡をしたいと思います。それでは会議次第（３）その他については以上でございますが、何か他にございますか。

委員：～特になし～

事務局：～特になし～

酒井会長：それでは本日の審査会はこれで終了したいと存じます。どうもありがとうございます。

いました。